

令和2年1月定例農業委員会 会議録

令和2年1月10日（金）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 非農地証明願について（農地法第2条）
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和2年初めての1月定例農業委員会を開催させていただきます。

まず、本定例会の開会にあたり事務局長の北岡よりご挨拶申し上げます。

・事務局長

皆さん、明けましておめでとうございます。本日も大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

もう旧年中から本当に皆さん方にはお世話になっておるところですが、私の方から挨拶を兼ねて、皆さんのお手元にこういった、桃、スモモ、梅という、カミキリムシのビラを配布させていただいていますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。

右側の下にクビアカツヤカミキリという成虫の写真があります。このカミキリ、もう少し写真より大きなサイズのカミキリなんです。このカミキリがかつらぎ町で桃の園地で発見されました。このカミキリというのはすごく繁殖力が高くて、いろんなところへ飛び交う、ほんで木を壊滅する、もしくはもう園地自体を全部壊滅するという非常に恐ろしい成虫です。

今月13日にこのビラが新聞折り込みされるんですが、皆さん、農業委員さん、それから推進委員さんの中でもこの成虫とかをご覧になった場合は、早急に市役所にご連絡をいただきたいと思います。

あわせて、今日は区長理事会が開催されています。農家の方は自分の園地とかで発見するということの方がわかりやすいと思うんですが、桜の木とか誰も管理していない、そういった木にも成虫が張り付くというおそれがありますので、ぜひそういったことがあれば農林振興課の方にご連絡いただきたいということを、今日、本年のご挨拶に代えさせていただいて、お願いしたいというふうに思います。

なお、16日、17日には説明会がありますので、もし時間等お許しがあればご出席いただきたいと思います。

本年も本当にいろいろお世話かけるとは思いますが、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

・事務局

本定例会の議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則の規定により、会議の議長は会長が務めるとなっております。以後、会長に年頭のご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。土井会長、よろしくをお願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年といたしますか、皆さん方には、それぞれご家庭においですがすがしい新年を迎えられたというふうに推察をしてございまして、心よりお喜びを申し上げたいと思います。

年末年始にかけましては、大変大きな出来事が発生というのか報道されておりましたが、中でもイランとアメリカの緊迫した状況で、武力報復は避けるというようなことですが、我が国のエネルギーの供給も、とりわけガソリンとプロパンガスについての直接の影響というのが懸念されてございまして、今、私こっちへ来るときに見たんですが、農協のガソリンが既に148円というような格好で、これもうすぐ150円になるん違うんかいなと思って、大変心配をしています。

ことしはそういうことを言いながらも、7月にオリンピック、8月にはパラリンピックの開催がされるということで、大変大きな盛り上がりが見込まれておるところでございますけれども、1月からアメリカと2国間貿易協定が発動されてございまして、農産品の果物とか牛肉・豚肉、ワイン等々がもう既に市場に出回っておるような実情でございまして、イオンとヨーカドーにつきましては、量販店でこれ牛肉がもう既に、今まで250円だったやつが225円というような格好で10%程度安くなって、それが非常にうまい人気があるというようなことで、こういうところがもうものすごい、これからボディブローみたいな格好でじりじりじりじりと農産物に影響してくるんじゃないかなと、大変心配をしておるところでございます。

一方、先月の国会におきまして、改正地域再生法というのが成立したわけですが、これは農地付きの空き家で移住促進をするという政策に、都会から移住希望者を呼び込む、人口減少を防ぐために呼び込むと、こういうようなことで、空き家とセットで農地を取得する場合、農地法第3条の下限面積の引き下げを定めまして、当該者への支援策が織り込まれるというふうなものでございまして、これに沿って本市でも下限面積の検討が必要な時期にな

ってきているんだらうなというふうに思っておるところでございます。

私ども農業者にとりましては、平穏な1年であってほしいなというふうに願っておるところでございますが、ことしも昨年と同様に、皆さん方と農業委員会事務の推進を着実に進めてまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げまして、挨拶に代えます。

・議長

それでは、只今より議事を進行してまいります。
事務局から、本日の出席委員について報告を願います。
座って進めます。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中9名の出席でございます。なお、議席番号6番田中里美委員、議席番号9番岡本彰文委員より欠席届が提出されております。以上です。

・議長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号1番吉田耕平委員、議席番号10番池田泰子委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は提出議案5件です。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

おはようございます。それでは、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書

の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市原田字平……。位置は橋本駅より北東に約……mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。申請者と共同で農業を行っておりました配偶者が体調を崩し、農地の維持管理が難しくなっていたところ、隣接地の障害福祉施設事業者より駐車場として使用したいと要望があり、本申請に至りました。計画によりますと、貸し駐車場20台分を設置いたします。排水につきまして、汚水、雑排水は発生いたしません。雨水につきましては申請地西側の既設水路へ放流します。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、……円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

説明が終わりました。担当の委員から追加説明をお願いします。

・ 木下委員

2番木下です。現在申請している土地は去年購入されているんですが、それと、先ほど話ありました障害者福祉施設とその申請ある土地と道の中の土地も、去年、同じように購入しています。

……さんに話聞きましたら、そもそもその申請ある土地は最初は買う気はなかったんやけど、地主さんがもう一緒に買うてくれよということで買って、本来でしたら駐車場としては必要ないと思っていて、農業をしようとしていたんですが、先ほど説明ありましたとおり、ご主人がちょっと体調を崩されて、もう農地としては無理やと。障害者施設してた所にちょっと駐車場がとれなくなったので、今回の申請に至ったというわけです。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

．．．．．

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について を
採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達すること
に決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につい
て を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に
ついてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5
-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本
市清水字檜尾・・・、位置は南海紀伊清水駅より南東に約・・・
mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市外で太陽光発電施設の施工・販売を行っている法人です。太陽光発電を行うための適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が難しくなった譲渡人と交渉し、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル252枚、パワーコンディショナー9台、出力49.5kWの太陽光発電施設を整備いたします。排水につきまして、汚水、雑排水については発生いたしません。雨水につきましては自然浸透といたします。このことにつきまして、地元区長に事情を説明し了承を得たとの経過書が添付されております。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が

添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図につきましては5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市出塔字東山・・・、位置は西部小学校より北北西に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市外で太陽光発電施設の施工・販売を行っている法人です。太陽光発電を行うための適地を探していたところ、農作業を行っておりました両親が亡くなり相続しましたが、農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル216枚、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置いたします。排水につきましては、汚水、雑排水につきましては発生いたしません。雨水につきましては申請地内に水路を新設し、申請地西側水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。また、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図の方は5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町霜草字堂ノ裏・・・、位置は橋本市民病院より南に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市外に在住の個人です。現在、子供が生まれ、現在の住まいが手狭になってきたため適地を探していたところ、両親の家まで近く、また、将来的には両親の農業の手伝い等をするために適した農地であるため申請に及びました。計画によりますと、木造2階建て個人住宅を建設いたします。排水につきましては、汚水、雑排水につきましては敷地内の浄化槽で処理後、西側道路側溝へ放流します。雨水につきましても敷地内で集水後、西側の道路側溝へ放流いたします。このことについて、地元区の同意書が添付されております。隣接する農地は5筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号4番及び5番の案件についてご説明いたします。位置図につきましては5-4、5-5ページをご覧ください。

さい。申請地は橋本市胡麻生字中ノ尾・・・及び・・・、位置は紀見東中学校より南西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市内在住の個人です。遠方で居住しており、また、高齢で農地の維持管理が困難となった譲渡人が、現在、譲受人が居住している住居を贈与する際に隣接する農地も同時に贈与するため、本申請に及びました。計画によりますと、家庭菜園としてこの農地を使用すると伺っております。排水につきまして、汚水、雑排水につきましては発生いたしません。雨水につきましては自然浸透とし、浸透し切れない分につきましては申請地に隣接するため池の方に放流いたします。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、現在、畑を所有している農具を使用するため費用はかからないと伺っております。

以上5件の案件につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から順次追加説明をお願いします。

・ 廣田委員

5番の廣田です。1番の案件ですが、事務局の説明のとおりであります。区長、水利組合、隣接の同意はすべてありません。区長の同意もない、水利組合もないということにつきましては、先ほどの事務局のあれのとおりでありまして、隣接同意のないことにつきましては、後ほど萱野推進委員さんから説明していただきますが、それらを理由に不相当とする理由もないと思っております。よろしく申し上げます。

萱野さん、お願いします。

・ 萱野推進委員

廣田さんが説明されたように、山間地でございまして、水利権というか元々から畑、多分、山やったんやと思うんですけども、

それを開墾によって畑にしたということで、水利組合とは全く関係ないというか、水で開墾できる場所でないということで、その状況だと思うんですけども。

それと、この人は子供もおりませんので、高齢ということで、自分の畑を自分が健康なうちに何とかしたいというような希望も前々から言っていたということは聞いておりましたので、それとこの土地との、事務局の説明のとおり、合致したということで、無事に進んできたと思います。

区長とか水利組合とかは全くないということですが、近隣はほとんど1軒2軒程度ですので、そこに迷惑かかることも一切ないと思いますので、審議をお願いします。以上です。

・ 議 長
次は。

・ 佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。2番の案件なんですけど、事務関係の人ということで、この案件は、柿畑だったのが別に作らないような感じで放置されていたところで、案件に問題ありませんでした。以上です。

・ 議 長
はい。次。

・ 田中（一）委員

7番の田中です。この・・・さんと・・・さんの問題ですが、これは兄弟、・・・さんの方のこれが妹さんに当たるわけなんで、事務局の方から説明あったとおりに、家が手狭になったということで、親元のはたに帰ってきて、親元の土地も百姓も手伝いたいということで、真隣に親元があるわけなので、近隣の関係と話をしてみますと、何も問題ないということでございました。以上です。

・ 議 長
はい。

・ 事務局

今回、整理番号4番と5番の案件についてなんですけど、本日欠

席されている田中委員の方から許可申請に係る意見書の方、回答をいただいております。その際に、両農地とも問題なしというふうに回答をいただいております。以上です。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・ 議 長

1番のやつやけど、区長さんなり、あるいはそういう隣接の人の同意がない、今さっき、山の中やからという話やったんやけども、要するに、全体的な状況というんか、これを見て総合的に判断して、問題起こらんやろうと、これでいいやろうと、こういうことなんかな、考え方としては。

・ 廣田委員

そうです。

・ 議 長

さっき事務局言うとしたけど、同意のない理由ちょっと言うとしたっしょ。

・ 廣田委員

これは農業振興地域を除外しての申請でありますので、農振地を除外する時に、区長さんに太陽光発電をしたいので農振地の除外をお願いしますという判こをもらって農振地の除外をしておりますので、また今度、農地法で同じことを何でせんなんのかという話になりまして、区長さんに12月3日に申請者の代理人が電話したところ、既に私は除外申請をする時に了解をしておりますので結構ですという返事をいただいたので、この案件について区長の同意書はないということでございます。以上です。

・ 議 長

事務局、どうぞ。

・事務局

事務局からご説明申し上げます。

今、廣田委員からご説明のあったとおりで、こちらの土地の案件につきましては、ことしの4月、春から除外申請の方を受け付けておりまして、当初より区長の方からは、その地区はもう周りが山林になっているところであるし、周りに影響がないということでご了承の方をいただいておりますので、特に問題はないかと思われまます。以上です。

・議長

同意ないけども、状況のことを総合的に判断をして、転用許可を認めていこうやないかと、こういう農業委員会としての考え方でええわけですな。

ほかに質疑される方はありませんか。

・池田会長職務代理

田中委員さんの案件なんやけども、田中委員さん今日は欠席でという話で、昨日お電話いただいて、意見書の中に書類が全部揃っておったら許可相当でという文面を入れていたということで話は聞かせてもろうてるんやけど、書類は全部揃いましたんですか。

・議長

事務局、どうぞ。

・事務局

田中委員の方から意見書の方を、書類が揃ったらということで伺っておりまして、その時、隣接の同意書及び排水計画、また、水利組合の同意書の方を添付があれば問題なしと伺っておりまして、その分につきましては、隣接の同意書につきましては、その後、申請者の方から送っていただいて隣接同意は用意できております。

また、排水計画につきましても、当時、自然浸透だけだったんですけれども、実際にあふれた水等につきましては隣接するため池に放流し、その後、ため池からもしあふれた場合につきましては道路側溝の方に放流しますということで、排水計画も伺っております。

また、そのため池からの放流先の道路側溝につきましても、その水利組合の構成員である方が、今回、譲渡人さんが構成員

を兼ねておりました、譲渡人さんに確認しましたところ、今までも同じように使用しているということで、その件については問題ないというふうに伺っておりますので、今回は問題ないと判断しております。以上です。

・池田会長職務代理

けち付けるようで悪いんやけども、農業委員さん自身が書面で問題なしと書いてないんやから、それは一応、個人の意見じゃなくて農業委員としてそういう見解を出すのであれば、それも言うて、その説明って、この会でしかるべき発言があっても当たり前なんじゃないんですか。問題なしとは多分、田中委員さんは書いてないと思うんです。だから、事務局でそういう判断になったのであれば、こういう経過があつてという説明をしたってほしいんやけども。曲げて発言するというのは問題ありますよ、そういう面では。

・議 長

どうぞ、事務局。

・事務局

池田代理ご指摘のとおりやと思います。ですので、今後はきちりと、より丁寧にご説明をさせていただきたいと思います。このたびは申しわけございませんでした。

・池田会長職務代理

お願いします。

・議 長

ほかにありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 非農地証明願について を議題といたします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第3号 非農地証明願についてご説明いたします。議案書の方は非-1ページ、位置図につきましても非-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市彦谷字西谷・・・、・・・、・・・の計3筆となっております。台帳地目は田、現況は山林となっております。申請地は山間部の谷筋の田でありましたが、耕作するにあたりまして日当たりが悪いことから、昭和45年頃より現況山林の状態となっております。本申請につきましては、昭和27年以降何らかの原因で非農地となった土地で20年以上が経過し、周囲の状況から判断し、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・大西（正）委員

3番の大西です。今、事務局に説明していただいたとおりですが、木村推進委員と現地確認、行政書士さんにも立ち会いをしていただいて現地確認しましたが、言われるように、遠方であって、もう谷底で日当たりも悪く、進入路もないので、もう樹木も山林化してしまっていて、申請どおり適正かと思えます。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

．．．．．

・ 議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第3号 非農地証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。
事務局に提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について説明申し上げます。

議案書、基-1から基-2ページ、新規が1件、再設定が3件、合計4件となっておりますが、代表して新規の整理番号1番の案件を読み上げます。位置図の方が基-1ページになります。

それでは、整理番号1番、利用権の設定を受ける者は脇坂茂樹、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市隅田町中島字池尻……。及び……。そして……。の5筆となっております。現況地目は田及び畑で、面積は合計…… m^2 です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑、野菜を作るというふうに伺っております。利用権の期間は3年と2ヶ月で、終期は令和5年3月31日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約…… a 、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は新規及び再設定すべてで9筆、合計…… m^2 となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろし

くお願いします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

・田中（一）委員

7番の田中です。今、事務局の方から説明ありましたとおり、かなり意欲のある方です。そういうことで、ぐるりの方にもお聞きしたところ、尾崎さんにも現場を見ていただいたんですけども、問題ないんじゃないかという我々の判断です。以上です。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）をご説明いたします。議案書、中の1ページ、位置図の方、中-1ページをご

覧ください。

それでは、整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市上田字松原……及び……、……番、同じく字羽根……です。現況地目は田及び畑で、面積は合計…… m^2 となっております。利用権の種類は賃貸借で、樹園地として利用します。利用権の期間は10ヶ月、約1年ということで、終期は令和2年11月30日となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で4筆、合計…… m^2 となっております。

県の農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。希望者についてですが、JAトレーニングファームで研修を積んでいる新規就農者である木内敏夫氏が借り受けて柿を生産するということが希望が出ていると、和歌山県農業公社及びJA紀北かわかみの担当者より伺っております。

以上、審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。どうぞ。

・ 池田会長職務代理

これ期間10ヶ月というのは、何で10ヶ月なんかな。

・ 事務局

その後また、JAの方で研修されている方、違う方が研修を終えてする予定で、その後の1年間は木内さんがするというふうな話で、今、JAさんの方から話聞いています。また違う方がその後続けて。

・ 池田会長職務代理

かわっていくという意味？

・ 事務局

そうです。また違う方がその後する予定であるというふうに。

それまではずっと木内さんがやってくれるということをお伺いしております。終わるわけではなくて、その後は続けてするというふうに伺っております。

- ・ 議 長
ほかにありませんか。

.....

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、その他に移ります。委員の皆さんから、何かご質問、ご意見はありませんか。

.....

- ・ 議 長
それでは、以上で本委員会に付議された案件等はすべて終了いたしました。
これをもちまして令和2年1月の定例農業委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年1月10日

会 長 土井 清美 ⑩

1 番 吉田 耕平 ⑩

10番 池田 泰子 ⑩